

PCB廃棄物適正処理の推進に向けた検討状況について

背景・現状

【PCB特別措置法】

- 政令で定める期間内の処分義務（法施行令第3条：法施行日（平成13年7月）から起算して15年（＝平成28年7月））
- 法附則第2条において、「政府は法の施行後10年を経過した場合（＝平成23年7月以降）において、法の施行状況について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずる。」こととされている。

【現状】

- 「高圧トランス等」・「汚染物等」
全国5箇所のJESCOにおいて、初期のトラブル等により処理に遅れが生じたため、期限内の処理が困難。
- 「微量PCB汚染廃電気機器等」
PCB特別措置法の施行後にその存在が明らかとなり、現在も使用中の機器が大部分。また、処理対象量が非常に多いため、期限内の処理が困難。

検討内容

「高圧トランス等」、「汚染物等」、「微量PCB汚染廃電気機器等」について、それぞれ今までの処理の状況をレビューした上で、課題を整理し、今後の処理推進方策について検討。

検討方法

廃棄物・リサイクル対策部長諮問により、

有識者等からなる検討委員会（名称：「PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」）を設置し、議論。

○委員

PCB処理、環境リスク、環境法の専門家等が参画予定。

○スケジュール

第1回を10月1日に開催し、月1回程度のペースで全8回程度。平成24年度の早い段階までにとりまとめ予定。

P C B 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会 委員等名簿

【委 員】

浅野 直人	福岡大学法学部 教授
飯干 克彦	一般社団法人 日本電機工業会 P C B 処理検討委員会 委員長
伊規須 英輝	社会医療法人大成会 福岡中央総合健診センター施設長
織 朱實	関東学院大学法学部 教授
影山 嘉宏	電気事業連合会 環境専門委員会 委員
川本 克也	国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センター 副センター長
鬼沢 良子	N P O 法人持続可能な社会をつくる元気ネット事務局長
酒井 伸一	京都大学環境科学センター長・教授
田中 勝	鳥取環境大学サステナビリティ研究所 所長
田辺 信介	愛媛大学沿岸環境科学研究センター 教授
築谷 尚嗣	兵庫県農政環境部環境管理局長
永田 勝也	早稲田大学理工学部 教授
本多 清之	日本鉄鋼連盟 環境保全委員会 化学物質分科会 主査
森田 昌敏	愛媛大学農学部 客員教授
横山 健一	石油連盟 環境専門委員会 委員

【オブザーバー】

日本環境安全事業株式会社の事業所が立地する自治体

北海道	石井 博美	環境生活部環境局長
室蘭市	島田 治雄	生活環境部長
東京都	木村 尊彦	環境局廃棄物対策部長
愛知県	近藤 行宏	環境部資源循環推進課廃棄物監視指導室長
豊田市	平山 朝生	環境部環境保全課長
大阪府	今泉 幸彦	環境農林水産部環境管理室事業所指導課参事
大阪市	有門 貴	環境局事業部産業廃棄物規制担当課長
福岡県	古賀 直人	環境部廃棄物対策課長
北九州市	山下 俊郎	環境局環境監視部長

日本環境安全事業株式会社

矢尾板 康夫	代表取締役社長
小川 晃範	管理部長
樽林 茂夫	事業部長

経済産業省

沖瀧 弘芳	産業技術環境局環境指導室越境移動管理官
-------	---------------------

財団法人産業廃棄物処理事業振興財団

飯島 孝	専務理事
------	------

今後のスケジュール（案）

- 検討委員会での論点について（第１回 平成 23 年 10 月 1 日）
- 高圧トランス・コンデンサ等について（2 回程度）
- 安定器等・汚染物について（1～2 回程度）
- 微量 P C B 廃汚染電気機器等について（1～2 回程度）
- その他の課題について（1 回程度）
- とりまとめ（案）について（1 回程度）

（パブリックコメント）

- とりまとめ（1 回程度）